

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

観音寺市は古くから西讃地域の商業の中心都市として発展してきた。卸、小売業と製造業の割合が高く、商業とものづくりが併存している特徴がある。市内には約3,000の事業所が立地しているが減少傾向であり、人口についても昭和60年をピークに減少し続け、人口構造においては少子高齢化が進展しており、今後も減少傾向で推移すると見込んでいる。

本市はこれまで農業を中心に発展してきたが、高度経済成長期以降は、衛生用品や冷凍食品などの製造業や流通、サービス業が発展し、製造業事業所数においては県内3位を誇る都市となっている。

しかしながら、現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、観音寺市中小企業振興計画や創業支援事業計画を策定し、振興施策や創業支援施策を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が容易に引継ぎできる企業を目指し、取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、設備投資を活性化させることで本市が県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、西讃地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

観音寺市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が観音寺市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向

上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

観音寺市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、観音寺市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

観音寺市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が観音寺市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日から令和7年6月14日までとする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。